

議員提出議案第2号

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び和歌山県議会会議規則（昭和31年議決）第14条第2項の規定により提出します。

令和4年12月15日提出

提出者

和歌山県議会議会運営委員会

委員長 新島 雄

和歌山県議会議長 尾崎 要二 様

和歌山県議会委員会条例の一部を改正する条例

和歌山県議会委員会条例（昭和31年和歌山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第5条第3項の規定により常任委員の任期満了による後任者の指名が前任者の任期満了の前に行われた場合における前任の常任委員の任期は、第1項の規定にかかわらず、当該指名のあった時までとする。</u></p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 <u>常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長は、委員のうちから議長が会議に諮って指名する。前条第3項の規定は、この場合にこれを準用する。</u></p> <p>3 <u>特別委員会の委員長及び副委員長は、委員がこれを互選する。</u></p> <p>4 略</p> <p>(委員長、副委員長の辞任)</p> <p>第9条 <u>常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、議会閉会中においては、議長がこれを許可することができる。</u></p> <p>2 <u>特別委員会の委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 <u>初めて特別委員会の委員長の互選を行う場合においては、前項の規定にかかわらず議長が委員会を招集する。</u></p> <p>3 略</p> <p>(出席の特例)</p> <p>第11条の2 <u>委員長は、県民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症のまん延防止のため必要があると認めるとき、又は地震、台風等による大規模な災害の発生若しくはその他やむを得ない事由のため委員会を招集する場所に参集することが困難な委員があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）により、委員を委員会を招集する場所以外の場所から委員会に参加させることができる。ただし、委員会を第16条の規定により委員会を秘密会とする場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 <u>委員が前項の規定により委員会に参加しようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。</u></p> <p>3 <u>前項の許可を得て委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなす。</u></p> <p>4 <u>オンラインによる委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(常任委員の任期)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第5条第3項の規定により常任委員の任期満了による後任者の指名が前任者の任期満了の前に行われた場合における後任の常任委員の任期は、前任者の任期満了の日の翌日からこれを起算するものとする。</p> <p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 常任委員会の委員長及び副委員長は、委員のうちから議長が会議に諮って指名する。前条第3項の規定は、この場合にこれを準用する。</p> <p>3 議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長は、委員がこれを互選する。</p> <p>4 略</p> <p>(委員長、副委員長の辞任)</p> <p>第9条 常任委員会の委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、議会閉会中においては、議長がこれを許可することができる。</p> <p>2 議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 略</p> <p>2 初めて議会運営委員会及び特別委員会の委員長の互選を行う場合においては、前項の規定にかかわらず議長が委員会を招集する。</p> <p>3 略</p>

附 則

この条例中第11条の次に1条を加える改正規定は公布の日から、第3条の改正規定、第6条の改正規定、

第9条の改正規定及び第11条の改正規定は令和5年4月30日から施行する。

(理由)

常任委員及び議会運営委員の任期並びに議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任の方法を改めるとともに、常任委員、議会運営委員及び特別委員の常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会への出席の特例を定めるため、この条例案を提出するものであります。